

軽自動車検査協会情報提供業務取扱規程 新旧対照表

平成 20 年 3 月 28 日 協会規程第 3 号

令和 4 年 5 月 24 日 協会規程第 9 号

新	旧
<p>軽自動車検査協会情報提供業務取扱規程 平成 20 年 3 月 28 日 協会規程第 3 号</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(目的) 第 1 条(略) ～ 第 3 条(略)</p> <p>(軽自動車検査情報の提供に係る原則) 第 4 条 協会は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める軽自動車検査情報を提供することができる。</p> <p>一 次のいずれかに該当する場合 個人情報を含む軽自動車検査情報</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 軽自動車の所有者以外の者から当該軽自動車について軽自動車検査情報の提供の請求があった場合であって、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)第 27 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合</p> <p>二 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>軽自動車検査協会情報提供業務取扱規程 平成 20 年 3 月 28 日 協会規程第 3 号</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(目的) 第 1 条(略) ～ 第 3 条(略)</p> <p>(軽自動車検査情報の提供に係る原則) 第 4 条 協会は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める軽自動車検査情報を提供することができる。</p> <p>一 次のいずれかに該当する場合 個人情報を含む軽自動車検査情報</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 軽自動車の所有者以外の者から当該軽自動車について軽自動車検査情報の提供の請求があった場合であって、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)第 23 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合</p> <p>二 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>

第2章 軽自動車検査情報の提供の請求等

(申込書の提出)

第5条(略) ～ 第6条(略)

(申込の承諾)

第7条 協会は、第5条第1項の申込書に記載された事項が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該申込みを承諾する旨を、また、適合しないと認めるときは、当該申込みを拒否する旨を申込者に通知するものとする。

- 一 軽自動車検査情報の提供を受けようとする者(第12条ただし書の規定により、提供を受けた軽自動車検査情報を第三者に提供しようとする場合にあっては、当該提供先を含む。)が提供を受けようとする軽自動車検査情報によって識別される軽自動車の所有者以外の者であって、その者が当該軽自動車の使用者及び所有者の同意を得ておらず、かつ、個人情報保護法第27条第1項各号のいずれにも該当しない場合にあっては、提供を受けようとする軽自動車検査情報が、個人情報を含まないものであること。

(本人確認)

第8条(略)

(請求の際の明示事項)

第2章 軽自動車検査情報の提供の請求等

(申込書の提出)

第5条(略) ～ 第6条(略)

(申込の承諾)

第7条 協会は、第5条第1項の申込書に記載された事項が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該申込みを承諾する旨を、また、適合しないと認めるときは、当該申込みを拒否する旨を申込者に通知するものとする。

- 一 軽自動車検査情報の提供を受けようとする者(第12条ただし書の規定により、提供を受けた軽自動車検査情報を第三者に提供しようとする場合にあっては、当該提供先を含む。)が提供を受けようとする軽自動車検査情報によって識別される軽自動車の所有者以外の者であって、その者が当該軽自動車の使用者及び所有者の同意を得ておらず、かつ、個人情報保護法第23条第1項各号のいずれにも該当しない場合にあっては、提供を受けようとする軽自動車検査情報が、個人情報を含まないものであること。

(本人確認)

第8条(略)

(請求の際の明示事項)

第9条 第4条第1項及び第3項の規定による請求は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 提供を受けようとする軽自動車検査情報に個人情報が含まれていない場合、軽自動車の所有者が当該軽自動車について軽自動車検査情報の提供を受ける場合及び個人情報保護法第27条第1項各号のいずれかに該当する場合 車両番号、車台番号その他の請求に関し必要な事項

(変更申込書の提出)

第10条(略) ～ 第31条(略)

附 則

1 ～ 7 (略)

附 則 [令和4年5月24日協会規程第9号]

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

第9条 第4条第1項及び第3項の規定による請求は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 提供を受けようとする軽自動車検査情報に個人情報が含まれていない場合、軽自動車の所有者が当該軽自動車について軽自動車検査情報の提供を受ける場合及び個人情報保護法第23条第1項各号のいずれかに該当する場合 車両番号、車台番号その他の請求に関し必要な事項

(変更申込書の提出)

第10条(略) ～ 第31条(略)

附 則

1 ～ 7(略)